

特定処遇改善加算にかかる情報公開

情報公開（見える化）要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に掲示致します。

■特定処遇改善加算についての取り組み

社会福祉法人志翔会は、令和2年4月より以下の事業所において「介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ」を取得しております。

■取得事業所

養護老人ホームほのぼの苑（特定施設入居者生活介護）

■賃金改善の対象者

A：経験・技能のある介護職員 B：その他の介護職員 C：その他の職員

■賃金以外の具体的取り組み

◇資質の向上

働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修等の受講支援

◇労働環境・処遇の改善

健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備
子育て・介護との両立のため育児休業・介護休業制度の充実

◇その他

地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としての意識向上

非正規職員から正規職員への転換

職員の増員による業務負担の軽減